

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

総務省
（令和二年 令第四号）新旧対照表
財務省

改正後

（特定取引を行う者の届出書の提出等）

第十六条の二 法第十条の五第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定取引（法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第十六条の七まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。）を行う者（特定取引を行う者が特定組合員等（同項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この項、第十六条の八第一項第七号及び第十六条の十二第三項第一号イにおいて同じ。）である場合には、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合等（法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるものをいう。次号ロ及び第十六条の十二第三項第一号イにおいて同じ。）の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

二 特定取引を行う者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの）の居住地（法第十条の五第八項第七号に規定する居住地をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の八第一項第七号イにおいて同じ。）の名称及び当該居住地（外国に限る。）においてその者の納税者番号がある場合には、当該納税者番号

イ 当該特定取引を行う者が特定組合員等（法第十条の五第八項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者に限る。以下この号及び第四号並びに第十六条の十二第三項第一号ロにおいて「特定信託受託者」という。）である場合 当該特定信託受託者

ロ 当該特定取引を行う者（当該特定取引を行う者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとし、当該特定取引を行う者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。第五号において同じ。）が遺産法人等（遺産の準拠法によって被相続人の遺産が法第十条の五第八項第七号イに規定する法人等とされるもの

改正前

（特定取引を行う者の届出書の提出等）

第十六条の二 同上

一 特定取引（法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第十六条の七まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。）を行う者（特定取引を行う者が特定組合員等（同項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この項、第十六条の八第一項第七号及び第十六条の十二第一項第一号イにおいて同じ。）である場合には、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合等（法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるものをいう。次号ロ、第十六条の八第一項第七号ロ及び第十六条の十二第一項第一号イにおいて同じ。）の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

二 特定取引を行う者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの）の居住地（法第十条の五第八項第七号に規定する居住地をいう。以下第十六条の五まで及び第十六条の八第一項第七号イにおいて同じ。）の名称及び当該居住地（外国に限る。）においてその者の納税者番号がある場合には、当該納税者番号

イ 当該特定取引を行う者が特定組合員等（法第十条の五第八項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者に限る。以下この号及び第四号並びに第十六条の十二第一項第一号ロにおいて「特定信託受託者」という。）である場合 当該特定信託受託者

ロ 当該特定取引を行う者（当該特定取引を行う者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとし、当該特定取引を行う者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。第五号において同じ。）が遺産法人等（遺産の準拠法によって被相続人の遺産が法第十条の五第八項第七号イに規定する法人等とされるもの

をいう。以下この号及び第五号、第十六条の八第一項第七号並びに第十六条の十二第三項第一号イ(2)において同じ。)である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

三〇五 省 略

六 特定取引を行う者が特定法人(法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第三項第一号において同じ。)である場合には、その旨

七 前号の場合において、同号の特定法人に係る実質的支配者(法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第三項第一号ハにおいて同じ。)があるときは、当該実質的支配者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

八 省 略

九 特定取引が令第六条の八第一号トに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

十 特定取引を行う者が令第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

十一 省 略

2 前項第二号、第七号及び第九号に掲げる事項(納税者番号に係る部分に限る。)については、当該納税者番号が、当該納税者番号を発行した国又は地域の法令により報告金融機関等(法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第十六条の八まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。)に提供することができないこととされている場合には、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。

3 報告金融機関等の営業所等(法第十条の五第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下第十六条の五まで及び第十六条の八第一項第七号において同じ。)の長は、特定取引を行う者から法第十条の五第一項の規定による届出書の提出を受けたときは、当該届出書に記載されている事項がその特定取引を行う際にその者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合

をいう。以下この号及び第五号、第十六条の八第一項第七号並びに第十六条の十二第一項第一号イ(2)において同じ。)である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

三〇五 同 上

六 特定取引を行う者が特定法人(法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第十六条の五まで及び第十六条の十二第一項第一号において同じ。)である場合には、その旨

七 前号の場合において、同号の特定法人に係る実質的支配者(法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者をいう。以下第十六条の五まで及び第十六条の十二第一項第一号ハにおいて同じ。)があるときは、当該実質的支配者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

八 同 上

九 特定取引が令第六条の七第一号トに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

十 特定取引を行う者が令第六条の十三第一項に規定する政令で定める者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

十一 同 上

2 前項第二号、第六号及び第八号に掲げる事項(納税者番号に係る部分に限る。)については、当該納税者番号が、当該納税者番号を発行した国又は地域の法令により報告金融機関等(法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第十六条の八まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。)に提供することができないこととされている場合には、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。

3 報告金融機関等の営業所等(法第十条の五第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下第十六条の四まで及び第十六条の八第一項第七号において同じ。)の長は、特定取引を行う者から法第十条の五第一項の規定による届出書の提出を受けたときは、当該届出書に記載されている事項がその特定取引を行う際にその者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合

致していることを確認しなければならない。

4 5 6 省 略

7 令第六条の二第三項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる事項とする。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定
手続）

第十六条の三 令第六条の三第三項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げるもの（いずれも直近のものに限る。）とする。

一 三 省 略

四 特定取引（令第六条の八第一号イ及びロに掲げるものを除く。）に係る契約に係る資産のうちから継続的に送金をするための指図（次項及び第十四項第四号において「自動送金指図」という。）に関する書類

2 省 略

3 令第六条の三第六項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げるもの（直近のものに限る。）とする。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第七号第一号、第三号及び第四号（同条第一号に準ずるものに限る。）に定める書類（その写しを含む。）であつて、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者（令第六条の三第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。以下この号及び次号において同じ。）の住居の記載があるもの又は当該書類に基づき行った確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（同令第七条第一号ハに掲げる書類（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証及び私立学校教職員共済制度の加入者証に限る。以下この号及び第十六条の六第三項第一号において「被保険者証等」という。）及び同令第七条第四号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの又はこれらに基づき行った確認を記録した書類にあつて

致していることを確認しなければならない。

4 5 6 同 上

7 令第六条の二第三項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、第一項各号（第十号を除く。）に掲げる事項とする。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定
手続）

第十六条の三 同 上

一 三 同 上

四 特定取引（令第六条の七第一号イ及びロに掲げるものを除く。）に係る契約に係る資産のうちから継続的に送金をするための指図（次項及び第十四項第四号において「自動送金指図」という。）に関する書類

2 同 上

3 同 上

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第七号第一号、第三号及び第四号（同条第一号に準ずるものに限る。）に定める書類（その写しを含む。）であつて、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者（令第六条の三第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。以下この号及び次号において同じ。）の住居の記載があるもの又は当該書類に基づき行った確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（同令第七条第一号ハに掲げる書類（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証及び私立学校教職員共済制度の加入者証に限る。以下この号及び第十六条の六第二項第一号において「被保険者証等」という。）及び同令第七条第四号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの又はこれらに基づき行った確認を記録した書類にあつて

は、報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年を経過していないものに限る。）

二 省 略

459 省 略

10 令第六条の三第二十二項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、特定対象者（法第十条の五第一項に規定する特定対象者をいう。以下第十六条の六まで及び第十六条の十三において同じ。）の生年月日及び外国納税者番号等（当該特定対象者の住所等所在地（法第十条の五第二項に規定する住所等所在地をいう。以下この条、第十六条の五の二第二項及び第十六条の十三において同じ。）と認められる国若しくは地域（外国に限る。）として特定された国若しくは地域における当該特定対象者の納税者番号又は内国法人である特定法人のうち当該特定法人に係る実質的支配者（住所等所在地と認められる国又は地域が外国であるものに限る。）があるものが有する法人番号をいう。次項において同じ。）とする。

11 報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域（外国に限る。以下この項において同じ。）の特定をした場合において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日又は外国納税者番号等がないときは、当該特定をした日（同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下この項及び第十六条の十二第三項第一号において同じ。）に該当しない場合にあつては、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日）から二年を経過する日までの間、少なくとも年一回、当該特定対象者に係る特定取引を行った者に対し、電話、返送を求める書面の送付その他の方法により、これらの情報を取得するための措置をとらなければならない。

12
15 省 略

（既存特定取引契約者の任意届出書の提出等）

第十六条の四 省 略

2・3 省 略

4 第十六条の二第四項の規定は、令第六条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

は、報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年を経過していないものに限る。）

二 同 上

459 同 上

10 令第六条の三第二十二項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、特定対象者（法第十条の五第一項に規定する特定対象者をいう。以下第十六条の六まで及び第十六条の十三において同じ。）の生年月日及び外国納税者番号等（当該特定対象者の住所等所在地（法第十条の五第二項に規定する住所等所在地をいう。以下この条、第十六条の六第一項及び第十六条の十三において同じ。）と認められる国若しくは地域（外国に限る。）として特定された国若しくは地域における当該特定対象者の納税者番号又は内国法人である特定法人のうち当該特定法人に係る実質的支配者（住所等所在地と認められる国又は地域が外国であるものに限る。）があるものが有する法人番号をいう。次項において同じ。）とする。

11 報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域（外国に限る。以下この項において同じ。）の特定をした場合において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日又は外国納税者番号等がないときは、当該特定をした日（同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下この項及び第十六条の十二第一項第一号において同じ。）に該当しない場合にあつては、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日）から二年を経過する日までの間、少なくとも年一回、当該特定対象者に係る特定取引を行った者に対し、電話、返送を求める書面の送付その他の方法により、これらの情報を取得するための措置をとらなければならない。

12
15 同 上

（任意届出書の記載事項等）

第十六条の四 同 上

2・3 同 上

4 第十六条の二第四項の規定は、令第六条の四第一項において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

(届出書を提出した者等の異動届出書の提出等)

第十六条の五 法第十条の五第四項に規定する届出書に記載された事項に係る同項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十六条の二第一項第二号に掲げる事項(同号に規定する特定取引を行う者の居住地区に係る部分に限る。)

二 第十六条の二第一項第六号に掲げる事項

三 第十六条の二第一項第七号に掲げる事項(特定法人(法第十条の五第四項の報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該特定法人に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行っていた場合その他令第六条の三第十一項に規定する総務省令、財務省令で定める場合における当該特定法人に限る。次号において同じ。)に実質的支配者があるかどうかに係る部分に限る。)

四 第十六条の二第一項第七号に掲げる事項(特定法人に係る実質的支配者に係る同項第二号に掲げる事項(当該実質的支配者の居住地区に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)

五 第十六条の二第一項第十号に掲げる事項(令第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに係る部分に限る。)

2| 法第十条の五第四項に規定する異動届出書(以下この条及び第十六条の十三において「異動届出書」という。)に記載すべき同項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、同項の異動を生じた後の第十六条の二第一項各号に掲げる事項及び法第十条の五第四項の規定により異動届出書を提出する者が同項に規定する異動を生じた場合に該当することとなる前に提出した同条第六項に規定する届出書等(次条第二項及び第十六条の十三第二項において「届出書等」という。)に記載した事項(その異動を生じたものに限る。)とする。

3| 省略

4| 第十六条の二第四項の規定は、令第六条の四第一項(第二号に係る部分に限る。)において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財

(異動届出書の記載事項等)

第十六条の五

法第十条の五第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、同項の規定により同項に規定する異動届出書(以下この条及び第十六条の十三第一項において「異動届出書」という。)を提出する者が法第十条の五第四項各号に掲げる場合に該当することとなる前に提出した同条第一項若しくは第三項の届出書又は異動届出書に特定対象者の居住地区として記載した国又は地域(居住地区を有しなかった場合には、その旨)及び第十六条の二第一項各号に掲げる事項とする。

2| 同上

務省令で定める書類について準用する。

- 5| 第十六条の二第六項の規定は、法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限る。）が同条第四項に規定する異動を生じた場合（その異動を生じた後の当該特定法人に係る実質的支配者の居住地位が外国である場合に限る。）に該当することにより異動届出書を提出する場合について準用する。

（届出書を提出した者等の住所等所在地と認められる国又は地域の特定手続）

- 第十六条の五の二 法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。

- 2| 法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、報告金融機関等が保存している記録に追加される情報のうち、届出書等（当該届出書等に係る第十六条の二第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）に規定する他の書類及び法第十条の五第三項に規定する総務省令、財務省令で定める書類を含む。）若しくは当該報告金融機関等による特定対象者の住所等所在地と認められる国若しくは地域の特定の基因となつた書類若しくはこれらの記載事項のうち次に掲げる事項に係るもの（これらに関して作成された記録を含む。）が真実かつ正確であるものでないことを知り、若しくは知り得る状態であつたと認められることとなり、又は当該特定の基因となつた第十六条の三第十四項各号及び第十五項各号に掲げる情報並びに令第六条の三第十項に規定する総務省令、財務省令で定める情報に関する状況の変化（当該特定対象者の次に掲げる事項に関連し、又は当該事項の内容と矛盾する情報を追加する結果となるものを含む。）を示すもの（当該報告金融機関等が当該情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域の特定の特定をする場合には、当該特定をする前における当該特定対象者の居住地位（当該届出書等に記載されたものに限る。）又は住所等所在地と認められる国若しくは地域（当該報告金融機関等が特定をしたものに限る。）と異なる国又は地域に関する情報に限る。）とする。

- 一 当該特定対象者（特定法人に係る実質的支配者を除く。）の居住地位又は住所等所在地と認められる国若しくは地域
- 二 当該特定対象者（特定取引を行った法人に限る。）が特定法人に該当

- 3| 第十六条の二第六項の規定は、法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限る。）が同条第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することにより異動届出書を提出する場合（当該特定法人に係る実質的支配者のこれらの号に定める居住地位が外国である場合に限る。）について準用する。

するかどうかに関する事項

三 当該特定対象者（特定法人に限る。）に実質的支配者があるかどうかに関する事項

四 当該特定対象者（特定法人に係る実質的支配者に限る。）の居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域

五 当該特定対象者（特定取引を行った法人に限る。）が令第六条の第十四第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに関する事項

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続）

第十六条の六

第十六条の三第九項の規定は令第六条の六第十六項において準用する令第六条の三第十九項第二号ロに規定する総務省令、財務省令で定める法人について、第十六条の三第十項の規定は令第六条の六第十六項

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続）

第十六条の六 法第十条の五第六項に規定する同条第二項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が同項の規定により特定した国又は地域と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報は、第十六条の三第十四項各号及び第十五項各号に掲げる情報並びに令第六条の三第十項に規定する総務省令、財務省令で定める情報とする。

2 令第六条の五第一項第三号に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とし、同項第三号に規定する総務省令、財務省令で定める期間は、当該各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 被保険者証等及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第七条第四号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの 報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年

二 前号に掲げる書類（以下この号において「確認書類」という。）に基づいて行つた確認を記録した書類 当該確認書類の提出又は提示を受けた日から五年

3 令第六条の五第三項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、第十六条の三第十四項第一号及び第二号に掲げる情報とする。

4 法第十条の五第六項に規定する報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の総務省令、財務省令で定める情報は、第十六条の三第十四項各号及び第十五項各号に掲げる情報とする。

5 第十六条の三第九項の規定は令第六条の五第十四項において準用する令第六条の三第十九項第二号ロに規定する総務省令、財務省令で定める法人について、第十六条の三第十項の規定は令第六条の五第十四項において準

において準用する令第六条の三第二十二項に規定する総務省令、財務省令で定める情報について、第十六条の三第十一項の規定は令第六条の六第十六項において準用する令第六条の三第二十二項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

2| 前条第一項の規定は、法第十条の五第七項第二号に規定する総務省令、財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、前条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項」とあるのは、「法第十条の五第七項第二号の特定対象者に係る前条第一項各号（第一号及び第四号を除く。）に掲げる事項に相当する事項」と読み替えるものとする。

3| 令第六条の六第十八項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とし、同項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める期間は、当該各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 被保険者証等及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第七号第四号に定める書類で被保険者証等に準ずるものがこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年
- 二 前号に掲げる書類（以下この号において「確認書類」という。）に基づいて行つた確認を記録した書類 報告金融機関等が当該確認書類の提出又は提示を受けた日から五年

（報告金融機関等とされる者の要件）

第十六条の七 令第六条の七第一項に規定する総務省令、財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

- 一 令第六条の七第一項第三号に掲げる者 平成二十三年一月一日以後に開始する事業年度のうち連続する三事業年度（その者が個人である場合にあつては、平成二十四年分以後の年分のうち連続する三年間）において、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ その者の収入金額の合計額のうち特定取引（令第六条の八第一号ト）からりまでに掲げるものに限る。）に係る契約に基づき管理する金銭又は有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。次号及び第十六条の九第二項第五号において同じ。）につき当該特定取引を行つた者に提供した役務の対価の合計額の占める割合が百分の二十以

用する令第六条の三第二十二項に規定する総務省令、財務省令で定める情報について、第十六条の三第十一項の規定は令第六条の五第十四項において準用する令第六条の三第二十二項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

（報告金融機関等とされる者の要件）

第十六条の七 令第六条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

- 一 令第六条の六第一項第三号に掲げる者 平成二十三年一月一日以後に開始する事業年度のうち連続する三事業年度（その者が個人である場合にあつては、平成二十四年分以後の年分のうち連続する三年間）において、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ その者の収入金額の合計額のうち特定取引（令第六条の七第一号ト）からりまでに掲げるものに限る。）に係る契約に基づき管理する金銭又は有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。次号及び第十六条の九第五号において同じ。）につき当該特定取引を行つた者に提供した役務の対価の合計額の占める割合が百分の二十以上であ

上であること。

ロ 省 略

二 令第六條の七第一項第四号から第六号までに掲げる者 平成二十三年一月一日以後に開始するこれらの規定に掲げる法人、組合又は信託に係る事業年度又は計算期間のうち連続する三事業年度又は三計算期間において、当該法人、組合又は信託の収入金額の合計額のうちに有価証券又はデリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第十六條の九第五号において同じ。）に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額の占める割合が百分の五十以上であること。

2 令第六條の七第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日は、同項に規定する者が最初に前項の要件を満たした期間の末日から二年を経過した日の属する年の十二月三十一日とする。

3 省 略

（特定取引から除かれる取引等）

第十六條の八 令第六條の八各号列記以外の部分に規定する総務省令、財務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 令第六條の八第一号イ、ロ若しくはニからトまで又は同条第四号に掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ ハ 省 略

二 令第六條の八第一号ニからへまでに掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ 保険契約（令第六條の八第一号ニに規定する保険契約をいう。ロ及び次条第二項第六号において同じ。）又は共済に係る契約（令第六條の八第一号ホに規定する共済に係る契約をいう。ロ及び次条第二項第六号において同じ。）であつて、年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金を支払う旨の定めがないもの（期間の限定がなく、人の死亡を事由として支払が行われるものであつて、かつ、保険料又は共済掛金を一時に払い込むことを内容とするものを除く。）

ロ 省 略

三 令第六條の八第一号ト又は同条第四号に掲げる取引のうち、次に掲げ

ること。

ロ 同 上

二 令第六條の六第一項第四号から第六号までに掲げる者 平成二十三年一月一日以後に開始するこれらの規定に掲げる法人、組合又は信託に係る事業年度又は計算期間のうち連続する三事業年度又は三計算期間において、当該法人、組合又は信託の収入金額の合計額のうちに有価証券又はデリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第十六條の九第五号において同じ。）に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額の占める割合が百分の五十以上であること。

2 令第六條の六第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日は、同項に規定する者が最初に前項の要件を満たした期間の末日から二年を経過した日の属する年の十二月三十一日とする。

3 同 上

（特定取引から除かれる取引等）

第十六條の八 令第六條の七各号列記以外の部分に規定する総務省令、財務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 令第六條の七第一号イ、ロ若しくはニからトまで又は同条第四号に掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ ハ 同 上

二 令第六條の七第一号ニからへまでに掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ 保険契約（令第六條の七第一号ニに規定する保険契約をいう。ロ及び次条第六号において同じ。）又は共済に係る契約（令第六條の七第一号ホに規定する共済に係る契約をいう。ロ及び次条第六号において同じ。）であつて、年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金を支払う旨の定めがないもの（期間の限定がなく、人の死亡を事由として支払が行われるものであつて、かつ、保険料又は共済掛金を一時に払い込むことを内容とするものを除く。）

ロ 同 上

三 令第六條の七第一号ト又は同条第四号に掲げる取引のうち、次に掲げ

るものに係るもの
イハ 省 略

四 令第六条の八第一号チに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律第六十九条の二第三項本文（同法第二百一十一条及び第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の六第三項本文、第三百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第六百六十七条第三項本文（同法第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第九百九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの

五 令第六条の八第一号チ又はりに掲げる取引のうち、第一号イ若しくはハに掲げるもの又は次に掲げるものに係るもの
イロ 省 略

六 令第六条の八第二号に掲げる取引のうち、次項に掲げるもの（以下この号において「株式等」という。）が振替機関によつて取り扱われるもの又は株式等に係る権利を表示する有価証券が金融商品取引業者等を通じて取得されるものに係るもの

七 令第六条の八各号に掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの
イロ 省 略

2 令第六条の八第二号に規定する総務省令、財務省令で定める行為は、次に掲げるものの取得とする。

一五 省 略

（特定法人の範囲）

第十六条の九 令第六条の九第一項第七号に規定する総務省令、財務省令で定める国又は地域は、相手国等（アラブ首長国連邦、アンギラ、英領バージン諸島、カタール、クウェート、ケイマン諸島、タークス及びカイコス諸島、ナウル、バレーン、バハマ、バミューダ諸島又はマーシャルに係るものに限る。）とする。

2 令第六条の九第一項第十号イに規定する総務省令、財務省令で定める所

るものに係るもの
イハ 同 上

四 令第六条の七第一号チに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律第六十九条の二第三項本文（同法第二百一十一条及び第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の六第三項本文、第三百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第六百六十七条第三項本文（同法第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第九百九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの

五 令第六条の七第一号チ又はりに掲げる取引のうち、第一号イ若しくはハに掲げるもの又は次に掲げるものに係るもの
イロ 同 上

六 令第六条の七第二号に掲げる取引のうち、次項に掲げるもの（以下この号において「株式等」という。）が振替機関によつて取り扱われるもの又は株式等に係る権利を表示する有価証券が金融商品取引業者等を通じて取得されるものに係るもの

七 令第六条の七各号に掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの
イロ 同 上

2 令第六条の七第二号に規定する総務省令、財務省令で定める行為は、次に掲げるものの取得とする。

一五 同 上

（投資関連所得の範囲）

第十六条の九

令第六条の八第一項第十号イに規定する総務省令、財務省令

得は、次に掲げる所得（第三号及び第四号に掲げる所得にあつては、事業から生ずるものを除く。）とする。

一〇九 省 略

十 令第六条の七第一項第五号ロに規定する匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配

十一 省 略

（報告金融機関等による報告事項の提供）

第十六条の十二 令第六条の十四第一項に規定する総務省令、財務省令で

める法人は、法人で次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 外国の政府又は地方公共団体（以下この項において「外国政府等」という。）との間に完全支配関係があること。

二 当該法人の純利益の額が、当該法人又は当該法人に係る外国政府等グループ（前号の外国政府等及び当該外国政府等による完全支配関係がある他の法人の集団をいう。以下この項において同じ。）に属する他の法人の確定した決算において経理される場合（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。）における当該法人であること。

イ 当該法人の行う事業が、公共の福祉の増進に寄与することを目的とせず、かつ、当該外国政府等の事業に関連しない場合

ロ 当該法人の事業活動からもたらされる経済的利益が当該外国政府等グループに属する法人以外の者によつて享受される場合において、当該経済的利益の享受が当該法人の事業の目的に照らして適当であると認められないとき。

ハ 当該法人が銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業を行う場合には、当該金融業に係る事業活動から生ずる所得の全部又は一部が当該外国政府等グループに属する法人以外の者に帰属するとき。

三 当該法人が解散したときは、その残余財産の全部が当該法人に係る前号の外国政府等グループに属する他の法人に帰属すること。

2

前項第一号及び第二号に規定する完全支配関係とは、次に掲げる者のいずれかが法人の発行済株式又は出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する場合における当該者と当該法人との間の関係（以下この項において「

で定める所得は、次に掲げる所得（第三号及び第四号に掲げる所得にあつては、事業から生ずるものを除く。）とする。

一〇九 同 上

十 令第六条の六第一項第五号ロに規定する匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配

十一 同 上

（報告金融機関等による報告事項の提供）

第十六条の十二

直接完全支配関係」という。)をいう。この場合において、当該者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。

一 一の外国の政府(当該外国の一又は二以上の地方公共団体を含む。)

二 一の外国の一又は二以上の地方公共団体

3| 法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 報告対象契約(法第十条の六第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この条において同じ。)が法第十条の六第二項第一号又は第二号に掲げる契約に該当する場合 次に掲げる事項

イ 二 省 略

ホ 当該報告対象契約に係る特定取引が令第六条の八第一号トに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者(特定居住

4| 令第六条の十四第四項の規定により読み替えて適用される法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前項第一号(トを除く。)に掲げる事項及び報告対象契約の終了の事実とする。

5| 第三項第二号チに規定する資産の運用、保有又は譲渡による収入金額の種類は、次に掲げるものとする。

一 第十六条の九第二項第一号に掲げる所得に係る収入金額

二 第十六条の九第二項第二号に掲げる所得に係る収入金額

三 第十六条の九第二項第五号に掲げる所得に係る収入金額

四 省 略

6| 省 略

7| 報告金融機関等が法第十条の六第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する報告事項(次項及び次条第二項第五号において「報告事項」という。)を法第十条の六第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五

同上

一 同上

イ 二 同上

ホ 当該報告対象契約に係る特定取引が令第六条の七第一号トに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者(特定居住

2| 令第六条の十三第四項の規定により読み替えて適用される法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前項第一号(トを除く。)に掲げる事項及び報告対象契約の終了の事実とする。

3| 第一項第一号チに規定する資産の運用、保有又は譲渡による収入金額の種類は、次に掲げるものとする。

一 第十六条の九第一号に掲げる所得に係る収入金額

二 第十六条の九第二号に掲げる所得に係る収入金額

三 第十六条の九第五号に掲げる所得に係る収入金額

四 同上

5| 報告金融機関等が法第十条の六第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する報告事項(次項及び次条第二項第三号において「報告事項」という。)を法第十条の六第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五

年財務省令第七十一号) 第四条の規定の例による。

10| 9| 8|
省 省 省
略 略 略

(記録の作成及び保存)

第十六条の十三 報告金融機関等は、法第十条の五第一項若しくは第三項の規定による届出書の提出若しくは同条第四項の規定による異動届出書の提出を受けた場合、同条第二項若しくは第六項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による特定対象者の住所所在地と認められる国若しくは地域の特定を行った場合又は同条第六項の規定による要求をした場合には、次項各号に掲げる事項に関する記録を、文書、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項第一号ロにおいて同じ。)又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

2 法第十条の八第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出書等の提出に関する次に掲げる事項

イハ 省 略

二 当該届出書等の提出が令第六条の三第五項、第九項若しくは第十一項若しくは法第十条の五第七項の規定において準用する同条第六項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求又は同条第六項の規定による異動届出書の提出の要求によるものである場合には、その旨

二 法第十条の五第二項の特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

イ 令第六条の三第五項、第九項又は第十一项の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求に関する次に掲げる事項

(1) 当該要求を行った年月日及び行つた手続の内容

(2) 当該要求を行つた法第十条の五第二項の特定取引を行つた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(3) 報告金融機関等が(2)の特定取引を行つた者に係る当該特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

年財務省令第七十一号) 第四条の規定の例による。

8| 7| 6|
同 同 同
上 上 上

(記録の作成及び保存)

第十六条の十三 報告金融機関等は、法第十条の五第一項若しくは第三項の規定による届出書若しくは異動届出書(次項第一号において「届出書等」という。)の提出を受けた場合又は同条第二項若しくは第六項の規定による特定対象者の住所等所在地と認められる国若しくは地域の特定を行った場合には、次項各号に掲げる事項に関する記録を、文書、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項第一号ロにおいて同じ。)又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

2 同 上

一 同 上

イハ 同 上

二 住所等所在地と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

イ 当該特定を行つた年月日及び行つた手続の内容

ロ 当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ハ 報告金融機関等が当該特定を行つた特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

二 当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域が特定された場合には、特定された国又は地域の

ロ 当該要求を行った場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、その旨

法第十条の五第二項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

(1) 当該特定を行った年月日及び行つた手続の内容

(2) 当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(3) 報告金融機関等が当該特定を行つた特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

(4) 当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名称及びその特定の基礎となつた情報

(5) 当該特定が行われなかつた場合には、その旨（法第十条の六第二項第三号に掲げる契約に該当する場合には、その旨）

三 法第十条の五第六項の規定による異動届出書の提出の要求に関するは地域の特定に関する次に掲げる事項

イ 法第十条の五第六項の規定による異動届出書の提出の要求に関する次に掲げる事項

(1) 当該要求の基因となつた新情報（法第十条の五第六項に規定する新情報をいう。(1)及び次号において同じ。）を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細

(2) 当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容

(3) 当該要求を行つた法第十条の五第六項の届出書等を提出した者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(4) 報告金融機関等が(3)の届出書等を提出した者に係る特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

(5) 当該要求を行つた場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、その旨

ロ 法第十条の五第六項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

(1) 当該特定を行つた年月日及び行つた手続の内容

(2) 当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者（イ(3)の届出書等を提出した者を除く。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ホ 名称及びその特定の基礎となつた情報

当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかつた場合には、その旨（法第十条の六第二項第三号に掲げる契約に該当する場合には、その旨）

(3) 当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名称及びその特定の基礎となつた情報

(4) 当該特定が行われなかつた場合には、その旨

四

法第十条の五第七項において準用する同条第六項の特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域の再特定に関する次に掲げる事項

イ 法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求に関する次に掲げる事項

(1) 当該要求の基因となつた新情報を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細

(2) 当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容

(3) 当該要求を行つた法第十条の五第七項において準用する同条第六項の届出書等を提出した者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(4) 報告金融機関等が(3)の届出書等を提出した者に係る特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

(5) 当該要求を行つた場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、その旨

ロ

法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定による特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

(1) 当該特定の基因となつた新情報を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細

(2) 当該特定を行つた年月日及び行つた手続の内容

(3) 当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者(イ(3)の届出書等を提出した者を除く。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(4) 報告金融機関等が当該特定を行つた特定取引に係る契約(イ(4)の特定取引に係る契約を除く。)を識別するために用いる番号、記号その他の符号

(5) 当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名称及びその特定の基礎となつた情報

(6) 当該特定が行われなかつた場合には、その旨(法第十条の六第二項第三号に掲げる契約に該当する場合には、その旨)

五| 省 略

六| 前各号に掲げる事項のうち法第十条の七の規定の適用に係るものがある場合には、次に掲げる事項

イ 当該事項につき法第十条の七の規定の適用がないものとした場合における前各号に掲げる事項

ロ 省 略

七| 省 略

3 法第十条の八第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定取引の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 省 略

二 令第六条の八第一号ハ又はへに掲げる特定取引 当該特定取引が行われた日

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年一月一日から施行する。

(異動届出書の記載事項等に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この条において「改正法」という。)第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十條の五第四項に規定する当該届出書(改正法第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十條の五第四項の規定により提出された同項に規定する異動届出書を含む。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる場合に該当する場合における改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(以下この条において「令和四年新規則」という。)第十六条の五第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該届出書が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令(令和二年総務省・財務省令第三号)の施行の日前に提出されたものであ

三| 同 上

四| 前三号に掲げる事項のうち法第十条の七の規定の適用に係るものがある場合には、次に掲げる事項

イ 当該事項につき法第十条の七の規定の適用がないものとした場合における前三号に掲げる事項

ロ 同 上

五| 同 上

3 同 上

一 同 上

二 令第六条の七第一号ハ又はへに掲げる特定取引 当該特定取引が行われた日

る場合 令和四年新規則第十六条の五第一項第一号中「第十六条の二第二項第二号に掲げる事項（同号に規定する）」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令（令和二年総務省・財務省令第三号）第一条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この項において「令和二年旧規則」という。）第十六条の二第二項第二号に掲げる事項（一）と、同項第二号中「第十六条の二第二項第六号」とあり、並びに同項第三号及び第四号中「第十六条の二第二項第七号」とあるのは「令和二年旧規則第十六条の二第一項第五号」と、同項第五号中「第十六条の二第二項第十号」とあるのは「令和二年旧規則第十六条の二第二項第八号」と、「令第六条の十四第一項」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百二十四号）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第六条の十二第一項」とすること。

二 当該届出書がこの省令の施行の日前に提出されたものである場合（前号に掲げる場合を除く。） 令和四年新規則第十六条の五第一項第一号中「第十六条の二第二項第二号」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（令和二年総務省・財務省令第四号）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この項において「令和四年旧規則」という。）第十六条の二第二項第二号」と、同項第二号中「第十六条の二第二項第六号」とあり、並びに同項第三号及び第四号中「第十六条の二第二項第七号」とあるのは「令和四年旧規則第十六条の二第二項第六号」と、同項第五号中「第十六条の二第二項第十号」とあるのは「令和四年旧規則第十六条の二第二項第九号」と、「令第六条の十四第一項」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第四百三十三号）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第六条の十三第一項」とすること。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則(平成二十八年^{総務省}財務省令第五号)の一部を次のように改正する。

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第二十一条 租税条約等実施特例省令第十六条の十二第三項(第一号に係る部分に限る。)から第四項までの規定は法第四十一条の第二項(令第三十三条の第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第七項の規定は報告金融機関等(法第四十一条の第二項に規定する報告金融機関等をいう。第三項において同じ。)が法第四十一条の第二項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して報告事項(同項に規定する報告事項をいう。第三項において同じ。)を同条第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第八項の規定は同号に規定する総務省令、財務省令で定める方法について、同条第九項の規定は法第四十一条の第二項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第三項第一号中「報告対象契約(法第十条の六第一項)とあるのは「報告対象契約(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第四十一条の第二項)と、同号ハ中「報告対象国」とあるのは「報告対象国(外国居住者等所得相互免除法第四十一条の第二項第一号に規定する報告対象国をいう。ホにおいて同じ。)」と、同条第八項中「報告事項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の第二項に規定する報告事項」と読み替えるものとする。

2 省 略

3 租税条約等実施特例省令第十六条の十三第一項の規定は報告金融機関

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第二十一条 租税条約等実施特例省令第十六条の十二第一項(第一号に係る部分に限る。)から第四項までの規定は法第四十一条の第二項(令第三十三条の第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第五項の規定は報告金融機関等(法第四十一条の第二項に規定する報告金融機関等をいう。第三項において同じ。)が法第四十一条の第二項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して報告事項(同項に規定する報告事項をいう。第三項において同じ。)を同条第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第六項の規定は同号に規定する総務省令、財務省令で定める方法について、同条第七項の規定は法第四十一条の第二項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第一項第一号中「報告対象契約(法第十条の六第一項)とあるのは「報告対象契約(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第四十一条の第二項)と、同号ハ中「報告対象国」とあるのは「報告対象国(外国居住者等所得相互免除法第四十一条の第二項第一号に規定する報告対象国をいう。ホにおいて同じ。)」と、同条第六項中「報告事項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の第二項に規定する報告事項」と読み替えるものとする。

2 同 上

3 租税条約等実施特例省令第十六条の十三第一項の規定は報告金融機関

等が法第四十一条の二第一項の規定により報告事項を提供した場合について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項（第五号から第七号までに係る部分に限る。）の規定は法第四十一条の二第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第三項の規定は法第四十一条の二第五項に規定する総務省令、財務省令で定める日について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項第五号中「報告事項を」とあるのは、「報告事項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）を」と読み替えるものとする。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令（令和二年^{総務}財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

省令第三号）の一部を次のように改正する。

附 則

（報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続等に関する経過措置）

第三条 報告金融機関等（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。附則第六条において同じ。）が旧法第十条の五第二項の規定により特定対象者（同条第一項に規定する特定対象者をいう。附則第六条において同じ。）の住所等所在地国（旧法第十条の五第二項に規定する住所等所在地国をいう。附則第六条において同じ。）と認められる国又は地域の特定をした場合において、次の各号に掲げる場合に該当していたとき（施行日の前日において、当該特定をした国又は地域が旧法第十条の六第二項

等が法第四十一条の二第一項の規定により報告事項を提供した場合について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項（第三号から第五号までに係る部分に限る。）の規定は法第四十一条の二第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第三項の規定は法第四十一条の二第五項に規定する総務省令、財務省令で定める日について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項第三号中「報告事項を」とあるのは、「報告事項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）を」と読み替えるものとする。

附 則

（報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続等に関する経過措置）

第三条 報告金融機関等（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。附則第六条において同じ。）が旧法第十条の五第二項の規定により特定対象者（同条第一項に規定する特定対象者をいう。附則第六条において同じ。）の住所等所在地国（旧法第十条の五第二項に規定する住所等所在地国をいう。附則第六条において同じ。）と認められる国又は地域の特定をした場合において、次の各号に掲げる場合に該当していたとき（施行日の前日において、当該特定をした国又は地域が旧法第十条の六第二項

第一号に規定する報告対象国以外の国又は地域（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十七条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第四十一条の第二項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める外国を除く。）であるときに限る。）は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める措置をとつたものとみなして、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の三第十一項の規定を適用する。

一 当該特定をした日（以下この項において「特定日」という。）から施行日の前日（同日が当該特定日から一年を経過する日後に到来する場合（施行日の前日が当該特定日から二年を経過する日以後に到来する場合を除く。）に限る。）までの間のうち、当該特定日から一年を経過する日まで及び同日の翌日から施行日の前日までのそれぞれの期間内において、少なくとも一回、第一条による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（次号及び附則第七条において「旧規則」という。）第十六条の三第九項の規定による措置をとつていた場合、当該特定をした国又は地域が新法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国に該当することとなった日（次号において「該当日」という。）から二年を経過する日までの間、年一回、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の三第十一項の規定による措置をとること。

二 当該特定日から一年を経過する日（同日が施行日以後に到来する場合には、当該特定日から施行日の前日）までの間においてのみ、少なくとも一回、旧規則第十六条の三第九項の規定による措置をとつていた場合、当該特定をした国又は地域に係る該当日から一年を経過する日まで又は同日の翌日から一年を経過する日までの期間のいずれかの期間内において、一回、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の三第十一項の規定による措置をとること。

（報告金融機関等による住所所在地国と認められる国又は地域の再特

第一号に規定する報告対象国以外の国又は地域（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十七条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第四十一条の第二項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める外国を除く。）であるときに限る。）は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める措置をとつたものとみなして、新規則第十六条の三第十一項の規定を適用する。

一 当該特定をした日（以下この項において「特定日」という。）から施行日の前日（同日が当該特定日から一年を経過する日後に到来する場合（施行日の前日が当該特定日から二年を経過する日以後に到来する場合を除く。）に限る。）までの間のうち、当該特定日から一年を経過する日まで及び同日の翌日から施行日の前日までのそれぞれの期間内において、少なくとも一回、第一条による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（次号及び附則第七条において「旧規則」という。）第十六条の三第九項の規定による措置をとつていた場合、当該特定をした国又は地域が新法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国に該当することとなった日（次号において「該当日」という。）から二年を経過する日までの間、年一回、新規則第十六条の三第十一項の規定による措置をとること。

二 当該特定日から一年を経過する日（同日が施行日以後に到来する場合には、当該特定日から施行日の前日）までの間においてのみ、少なくとも一回、旧規則第十六条の三第九項の規定による措置をとつていた場合、当該特定をした国又は地域に係る該当日から一年を経過する日まで又は同日の翌日から一年を経過する日までの期間のいずれかの期間内において、一回、新規則第十六条の三第十一項の規定による措置をとること。

（報告金融機関等による住所所在地国と認められる国又は地域の再特

定手続に関する経過措置)

第六条 附則第三条の規定は、報告金融機関等が旧法第十条の五第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について準用する。この場合において、附則第三条中「第十六条の三第十一項」とあるのは、「第十六条の六第一項において準用する同令第十六条の三第十一項」と読み替えるものとする。

定手続に関する経過措置)

第六条 附則第三条の規定は、報告金融機関等が旧法第十条の五第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について準用する。この場合において、附則第三条中「新規則」とあるのは、「新規則第十六条の六第五項において準用する新規則」と読み替えるものとする。